



強まる日差しに夏の気配を感じる薄暑の候。
皆様におかれましては、ますますご活躍のこと
と存じます。

例年通りですとそろそろ梅雨入りです。



昼間の熱中症・食中毒対策、朝晩の冷
え対策等お心がけくださいませ。



今日は何の日？

6月18日(日) 父の日

今年は6月18日(日)が父の日です！

父の日は、母の日と比べて浸透度が低く、例えば、母の日であれば「赤やピンク色のカーネーションを贈る」というのは誰もが知っていますが、父の日の贈り物と言えど？と聞かれると、首を傾げてしまう方も多いのではないのでしょうか。

父の日に贈るプレゼントの代表的な物は、バラと
なっています。
日本においては日本ファザーズ・デイ委員会が、
日本では幸せの象徴とされている黄色を父の日のイ
メージカラーにしていることから、黄色いバラを贈
る事が多いようです。

Thank You Dad

～お知らせ～

今月より、浦野家通信の発行日が変更になりました！

毎月10日



毎月末日



今後ともよろしくお願い致します！

6月の税務予定

6月12日(月)

・5月分源泉所得税・住民税の納付

6月15日(木)

・所得税の予定納税額の通知

6月30日(金)

・4月決算法人の確定申告と納税
・10月決算法人の中間申告と納税
・7,10,1月決算法人の消費税の3カ月ごとの中間申告
・5月分社会保険料納付

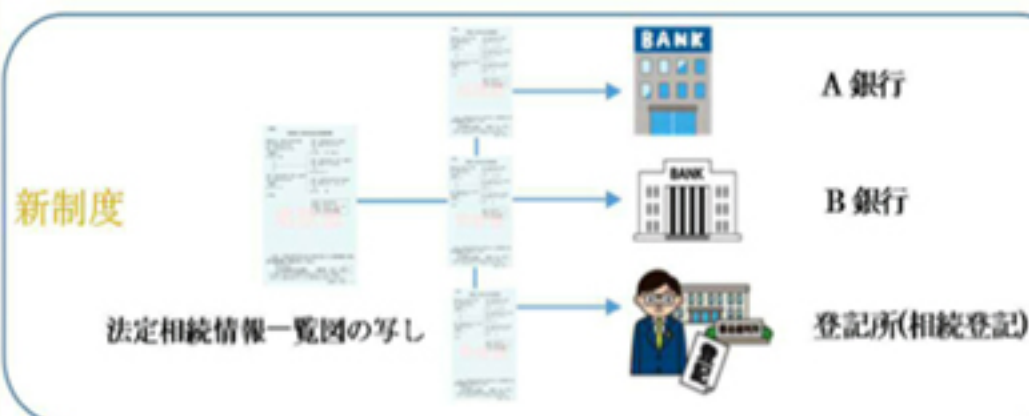
相続手続きが簡単に！ 「法定相続情報証明制度」新設

平成29年5月29日から、全国の法務局において各種相続手続きに利用できる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

従来の相続手続きでは、被相続人の戸除籍謄本などの束を集め、相続手続きを取扱う各種窓口へ何度も出し直す必要がありました。

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。その後の相続手続きは、法定相続情報一覧図の写しを利用するだけで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

金融機関や役所への手続きは手間のかかるものが多いため、少しでもその手間が軽減されると期待しています。



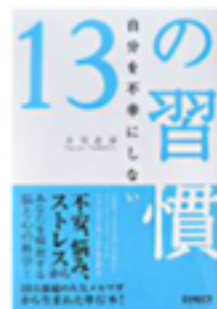
住民税 特別徴収税額の決定通知書

『平成29年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)』という紙が、従業員様の居住している市から送られてきている頃だと思えます。

これは、給与から天引きする住民税の額を表しています。給与計算をさせていただいている会社様につきましては、給与計算に際して必要になりますので、ご訪問した際にお預かりさせていただきます。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

今月の1冊

『自分を不幸にしない13の習慣』著：小川忠洋



人間は自分で作り上げたセルフイメージ（自己が思っている自分）どおりに行動するようになっているそうです。そのセルフイメージというものは、子供の頃の経験が元になって起きていることがほとんどで、身近な人・親や学校の先生などがあなたに対して投げかけた言葉によってセルフイメージが自動的に作り上げられていくこととなります。

マイナスなセルフイメージを変えたい人に読んでいただきたい一冊です。

～来月号もお楽しみに～